

## 処 分 基 準

令和7年6月28日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第35条の4第2項
処 分 の 概 要：接客業務受託営業の停止命令
原権者（委任先）：岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め： 令第28条（政令で定める重大な不正行為）
処 分 基 準：別紙2のとおり
問 合 せ 先：岐阜県警察本部生活安全部 生活安全総務課風俗行政係（058-271-2424）
備 考：